

能代市自治体情報システム標準化対応に係る
情報提供依頼（R F I）実施要領

令和5年10月
能代市企画部地域情報課

1. 情報提供依頼の概要

(1) 件名

能代市自治体情報システム標準化対応に係る情報提供依頼（R F I）

(2) 背景及び目的

能代市では、国が制定した「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」に基づき、令和7年度末までに標準準拠システムへの移行に向けて検討を行っております。

本件は、標準化対象の15業務及び共通機能に加え、本市で導入している標準化対象外の関連システム（標準化対象業務とデータ連携等を行っている関連システム）の対応について、移行スケジュール・概算費用等を確認、検討し、各事業者様の本市に対する標準準拠システムの提供意向等を把握することを目的として行うものです。

2. 情報提供依頼の内容

(1) 標準仕様書

最新の標準仕様書（デジタル庁ホームページ「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/）に準拠したシステムについて、情報提供を依頼するものです。

(2) 対象業務システム

本件の対象とする自治体情報システムは、標準化対象15業務システム及び共通機能、標準化対象外の関連システムとなります。標準化対象業務システムのうち、戸籍の附票、戸籍、健康管理、生活保護、国民健康保険業務は除きます。

本市の現行システムの一覧は別紙1のとおりです。

(3) 標準化対応スケジュール案

本市が想定している標準化対応スケジュール案は別紙2のとおりです。令和7年度中が標準化移行期限となっており、令和8年1月5日からの運用開始、3月31日までの本稼働を目指します。

(4) 提出資料

①様式1 回答票

回答項目は、事業者情報の確認やR F P参加の可否等になります。

②様式1-1 業務ごとの確認事項

回答項目は、対象業務ごとの確認事項となります。

(5) 情報提供依頼（RFI）のスケジュール

①情報提供依頼に関する質問事項受付期間

令和5年10月25日（水）から令和5年11月8日（水）まで

②情報提供依頼に関する質問事項に対する回答

令和5年11月17日（金）17時までに能代市ホームページに掲載

③情報提供依頼回答票提出期限

令和5年11月22日（水）17時まで

(6) 提出方法

①提出先：能代市企画部地域情報課宛て

②提出物：様式1及び様式1-1

③メールアドレス：chiiki@city.noshiro.lg.jp

④メール標題：【自治体システム標準化に係る情報提供依頼回答】提出事業者名

※提出事業者名には、貴社の名称を記載してください。

質問を提出する場合のメール標題は、【自治体システム標準化に係る情報提供依頼質問】としてください。

3. 情報提供依頼に関する留意事項

- (1) 本情報提供依頼の実施をもって、能代市が調達を行うことを約束したり、回答者に特別の地位を約束したりするものではありません。
- (2) 資料提供いただいた回答者に対して、必要に応じて、後日ヒアリングの実施、追加資料の提供を依頼する場合があります。
- (3) 回答いただいた内容については、今後、システムの調達仕様等に反映する場合があります。
- (4) 本依頼書の実施に要する一切の費用は、回答者の負担とします。
- (5) 提出された資料は、返却しません。
- (6) 提出された情報は、本市の標準準拠システムへ移行するための参考としてのみ利用し、他の用途には利用しません。
- (7) 不明点について確認が必要な場合は、令和5年11月8日（水）までに様式2質問票により、電子メールにてお問合せください。

4. 担当及び問い合わせ先

住所：〒016-8501 秋田県能代市上町1番3号

担当：能代市企画部地域情報課情報化推進係 佐藤

電話：0185-89-2146

E-mail：chiiki@city.noshiro.lg.jp